

令和5年度 農業遺産の保全・活用に係る活動状況・中間評価
(自己評価票)

令和6年3月末現在

1. 認定地域名(申請主体名)

山梨県峡東地域(峡東地域世界農業遺産推進協議会(以下「協議会」という。))

2. 伝統的農林水産業システムの保全状況(資料添付も可)

「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」は、令和4年に世界農業遺産に認定された。協議会では、関係団体等と連携を図りながら世界農業遺産の認定基準5項目ごとに、本地域の農業システムを保全・継承する上での脅威と課題を整理し、その対応策と関係者の役割を示す保全計画を策定し、保全活動に取り組んできた。本年度は、第一期の保全計画の3年目となる。

認定から2年経過した本地域の農業システムの保全状況は、規模、担い手数、その他認定基準に関係する事項等に大きな変化はなく、本地域の農業システムは適正に保全されていると考えられる。しかしながら、将来にわたって能動的に保全・継承して行くためには、農業者をはじめとする地域住民が世界農業遺産の価値を認識し、民間と行政が行動して保全活動を進めて行く必要がある。

3. 活用・保全計画(アクションプラン)に基づく自己評価(今回の評価におけるランクは、現時点において年度評価できる項目の達成状況とした。)

※ランクには自己評価で「A:達成できた」、「B:概ね達成できた」、「C:達成できなかった」を記載。

アクションプラン項目	取組実績	取組による成果(自己評価)	ランク
I. 食料及び生計の保障			
1. 果樹農業の担い手の減少、高齢化の進行			
①	果樹農業システムを支える担い手の確保・育成対策の推進		B
峡東地域の新規就農者数	基準年(H29年) 72人/年 → 現状値(R5年) 74人/年	新規就農者等を対象とした研修会等の実施により、新規就農者も年間74名程度確保できた。(暫定値)	
②	新規就農者等の意欲ある担い手への農地集積		B
担い手への農地集積面積	基準年(H29年) 112.9 ha/年 → 現状値(R5年) 90.5 ha/年	農地中間管理機構や農業委員会などにより、農地の適正利用が図られ、中心経営体への農地の集積が進んでいる。(暫定値)	

2. 果実消費量の減少、消費者ニーズの多様化			
①			
果実のブランド力と知名度の向上、消費拡大			
PR等の活動回数	基準年(H29年) 9回/年	→ 現状値(R5年) 19回/年	市場等へのトップセールスに加え、世界農業遺産フェスティバルの開催など、多角的なPR活動を実施した。
			A
3. 果実の加工技術の向上と販路確保			
①			
県産果実を活用した加工品開発の指導・支援			
新たな加工品等開発数	基準年(H29年) -	→ 現状値(累計) 6アイテム	峡東地域の特産果実を使用した加工品の開発により、累計開発数を達成している。
			A
II. 農業生物多様性			
1. 果樹の農業生物多様性(多品目、多品種・系統栽培)の維持			
①			
品種・系統の維持、貴重な遺伝資源の保全			
栽培品種・系統数	基準年(H29年) 300種以上	→ 現状値(R5年) 300種以上	H29年以降、これまで栽培されてきた品種・系統が維持されるとともに、新たに育成された品種の栽培も始まっており、目標は達成できた。
			A
2. 草生栽培の維持、果樹栽培と生物多様性の共存、環境負荷低減			
①			
草生栽培の維持			
草生栽培の維持 現地実態調査の実施(2回)	基準年(H29年) -	→ 現状値(R5年) -	草生栽培の実態調査として、各地域で現地確認を実施し、草生栽培の維持を確認できた。
			A
②			
農業生産活動と生物多様性の関係把握			
生物多様性調査	基準年(H29年) -	→ 現状値(R5年) 実施	保全計画に基づきR5年に調査、春期調査についてはR6年度に実施予定。
			-

③			
環境保全型農業の推進			
環境保全型農業の実践	基準年(H29年) —	→ 現状値(R5年) —	持続可能な農業生産に向けて、県慣行基準より化学合成農薬や肥料を3割削減した栽培体系が維持されている。
GAP認証取得数	基準年(H29年) 22団体等	→ 現状値(R5年) 75団体等	やまなしGAPの推進により安全・安心な農業生産が実現され、峡東地域の環境保全計画にもつながっている。
A			
Ⅲ. 地域の伝統的な知識システム			
1. 伝統的な知識システムの継承			
①			
【再掲】果樹農業システムを支える担い手確保・育成対策の推進			
峡東地域の新規就農者数	基準年(H29年) 72人/年	→ 現状値(R5年) 74人/年	新規就農者等を対象とした研修会等の実施により、新規就農者も年間74名程度確保できた。(暫定値)
B			
②			
伝統的な知識システムを伝承する機会の提供			
研修会等実施回数	基準年(H29年) 45回/年	→ 現状値(R5年) 898回/年	JAや県が中心となり、様々な果樹農業の担い手を対象とした研修会等を実施した。ブドウ棚掛けワークショップなども実施し、目標も達成した。
A			
2. 気象災害等への迅速な対応			
①			
気象災害対応体制の整備			
気象災害対応体制	基準年(H29年) —	→ 現状値(R5年) —	JAや県が中心となり、凍霜害や台風、降雪などの気象災害に対する対応体制が構築されており、事前の注意情報や事後対策を周知しており、安定生産につながっている。
A			
Ⅳ. 文化、価値観及び社会組織			
1. 若手農業者グループ等の活動衰退			
①			
組織活動への支援			
若手農業者組織数	基準年(H29年) 5組織	→ 現状値(R5年) 6組織	意欲ある若手農業者が集まる組織が、継続して活動しており、地域の中核的な農業者の育成に貢献している。
A			
2. 農村環境の保全、農村文化の継承の低下			

4. 協議会活動の継続性の確保			
①			
協議会活動の維持			
保全活動の進捗状況公開	基準年(H29年)	→	現状値(R5年)
	—		—
			保全活動の進捗状況について、総会での決議後に協議会HPで公開する。
			A
V. ランドスケープ及びシースケープの特徴			
1. 独特なランドスケープの維持			
①			
ランドスケープを維持する活動の推進			
農地、景観の適正管理	基準年(H29年)	→	現状値(R5年)
	—		—
			保全活動組織や農業者などを中心に、峡東地域の果樹農業システムの保全と活用が実施され、ランドスケープも維持されている。
			A
②			
【再掲】品種・系統の維持、貴重な遺伝資源の保全			
栽培品種・系統数	基準年(H29年)	→	現状値(R5年)
	300種以上		300種以上
			H29年以降、これまで栽培されてきた品種・系統が維持されるとともに、新たに育成された品種の栽培も始まっており、目標は達成できた。
			A

4. 認定後の活動の総合的な自己評価等

世界農業遺産の認定を受けた後、世界農業遺産の保全計画に基づく保全活動は3年目となった。アクションプラン21項目のうち18項目は達成でき、3項目(峡東地域の新規就農者数(2項目。再掲含む。)、担い手への農地集積面積)は達概ね達成できた。本地域の農業システムの維持・保全に向けては、引き続き農業システムの状況や農業システムを取り巻く様々な環境の変化等を的確に把握するとともに、脅威や課題などの整理・分析を行い、保全計画の内容に反映しながら、伝統的な農業システムが将来にわたり維持・保全ができるよう、協議会が中心となり保全計画を実行していく必要がある。

今後も農業システムの保全・継承には人と人の関わりが不可欠であることから、住民参加型の事業を積極的に行うことで、行政と民間が協働した体制づくりに邁進したい。

※実績値は峡東地域世界農業遺産推進協議会調べ。